

健康保険

任意継続被保険者資格取得申請書

常務理事

記入例

係

◎任意継続制度に加入するためには、継続して2カ月以上の被保険者期間が必要です。

◎資格喪失日から**20日以内**(健康保険法第37条規定)に誓約書を添付し提出してください。

20日を過ぎてしまつた場合は、受理できませんのでご注意ください。

でください)

	資格取得日	標準報酬月額	資格喪失時	当初取得日
	令和 年 月 日	千円	千円	

任意継続被保険者の資格を申請する者

【保険料納付に関する誓約】※氏名欄に署名してください

任意継続被保険者の保険料納付については、健康保険法上厳しい条件が付されない場合は、納入期日の翌日に資格喪失になります。本件に関する資格が喪失されても異議ないことを承知します。

記載内容をご一読頂き、
ご署名をお願い致します。

記載)、保険料が納入期日までに納入された場合は、
期日までに納入しなかった場合は、

記入日	令和 3 年 3 月 5 日	扶養家族の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 · 無
(フリガナ)	ヤマグチ タロウ	生年月日	昭和 · 平成 50 年 6 月 1 日
氏名 (署名欄)	山口 太郎	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 · 女
住所	〒754-0894 山口県山口市佐山〇〇一〇 <small>(アパート・マンション名もご記入ください)</small>	退職日が 令和3年2月28日 の場合、 喪失日は 令和3年3月1日 となります。 333 - 3333 333 - 3333	
勤務していた時に使用していた 被保険者証等記号・番号 (分からぬ場合は、社員番号を記入)	1001 - 12345678	資格喪失年月日 (※退職日の翌日)	令和 3 年 3 月 1 日
勤務していた事業所名称	(株)ファーストリテイリング	(所在地)	山口県山口市佐山10711-1

●留意事項

- 被保険者の資格期間は、原則として2年間です。
- 保険料は全額自己負担することになります。
- 被保険者資格の喪失は、次の場合に限られており任意に資格を喪失することは出来ません。
(1) 被保険者資格取得後の期間が、2年を経過したとき (2) 被保険者が死亡したとき
(3) 保険料を納付期日までに納付しないとき (4) 他の被用者保険の被保険者となったとき
(5) 後期高齢者医療の被保険者等となったとき (6) 任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき
- 引き続き家族を扶養に入れる場合は、任意継続用 被扶養者(異動)届を添付して下さい。
- 保険料の納付には前納制度があります。

添付書類は、「誓約書」のほか
引き続き家族を扶養に入れる場合、
別途「任意継続用 被扶養者(異動)届」
が必要となります。

提出書類	①健康保険任意継続被保険者資格取得申請書 ②誓約書 ③[引き続き被扶養者がいる場合] 任意継続用 被扶養者(異動)届
------	---

提出先	〒135-0063 東京都江東区有明1-6-7 FR健康保険組合
-----	--

FR健康保険組合